条例の点検・見直しシート

			<i>V</i>	1 年 月			₩ 5 04	年6月29日	
条例の題名		公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条	公公	<u> </u>	<u>日</u>			<u>年</u> 3月15日	
条例番号		 例		 ī 改 ī					
所管部局課		教育委員会事務局教職員課電		話番	号			-224-2959	
************************************		 鎌及 等に	び運営	に開	措置法第6条の規定	条例の	委任型		
視点		項目		回	答	検 討	内 容	F	
必要	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			はい		公立学校職員の勤務時例で規定することは、地原則である「勤務条件」であり、条例の目的は3いる。	地方公務員法条例主義。に 条例主義。に 現在でも妥当	法等の根本 :基づくもの 4性を有して	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい		条例の対象である公立であり、その勤務条件を 的な関与を行う必要が	等については		
性	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい					
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当	なし				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい					
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい		上記「条例の概要」に記った。条例で規定する			
適法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい		上記「条例の概要」に記った。条例で規定する			
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい					
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい					
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい					
有効	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。			はい					
性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい		法令の規定により条例 あって、一部でも廃止し 例で定めるという当該 おそれがある。	」た場合、勤	務条件を条	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい					
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。			はい					
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい					
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			はい					
公平性	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい		公立学校職員の勤務者であり、その目的を実現 増進は、一部の県民に	見することに。	よる公益の	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていな い。			はい		コストの負担は 一部の	県民に限5	れていな	
そ	条例の内の連携に	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			なし				
ത	市町等力	いら条文の改正を求める意見を受けていない。		はい					

点		理	由	特	記	事	項		有効期限
□ 検・見直	改正・廃止の必要は	現在の規定は、要件のいずれ		ついては 条の規定	、地方 の趣旨	公務員	法第42 ほえ、自	見直しに 関する規 定の有無	規定の有無
台は結果	ない。	要がないと考える。		主性を発であって、考える。	揮して適正を	制度化なもの	としたもの であると	無	無